

市・県民税の寄附金控除を受けるには

- (1) 所得税の寄附金控除と市・県民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには 所得税の確定申告をする必要があること。
- (2) 住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方の寄附金税額控除の申告については、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在名取市にお住まいの方は、簡易な申告によることができるものであること。
- (3) 申告にあたっては、当センターが交付した寄附金受領証明書が必要であること。
- (4) 寄附金を支払った年の翌年の1月1日前に、寄附者が名取市以外に転居した場合、転居先の市区町村において当センターに対する寄附金が条例指定されていない場合は、市民税の寄附金税額控除の適用は受けられないこと。
- (5) 寄附時点の住所地の市区町村が当センターに対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日前に名取市にお住まいになられた方は、市民税の寄附金税額控除の適用を受けられること。

※詳しくは下記の関係機関にお問い合わせ下さい

名取市税務課市民税係 (022-384-2111)

宮城県税務課 (022-211-2323)

最寄りの税務署